

北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報



脱毛 1000 円のつもりが高額契約に! 解約しても返金なしなんて!

【相談事例】

SNS 広告を見て、1000 円のひげ脱毛体験をした。「継続して脱毛した方が良い」と言われ、2 年間ひげ・全身脱毛で 140 万円の契約をした。しかし、返済が困難になったので解約を伝えたが、「解約しても返金はない」と言われた。通い放題期間 8 ヶ月を残しているのに、脱毛の最低回数サービスを受けているので、返金しないとの説明に納得できない。(20 代男性)

男性も増加! 脱毛エステのトラブル

【アドバイス】

- 「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしないようにしましょう。望まない勧誘は、きっぱり断りましょう。
- 契約から 8 日以内は、クーリングオフできる可能性があります。
- 中途解約には、法律の範囲内の解約手数料の請求は認められています。トラブルを避けるためには、契約前に書面の内容(施術内容・単価・回数・金額・期間など)をよく確認することが大切です。
- 困った時や不安なときは、消費生活センターにご相談ください。



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟 1F】 ☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所 3F】 ☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ 4F】 ☎641-9782
※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口 ☎861-0999 へお電話ください

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)